

改 正 後	改 正 前
<p>れ種類の異なる有価証券として区分することとし、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、……………</p> <p>(注) ……………それぞれ同項第4号の社債及び同項第6号の新株引受権…………… ……………</p>	<p>(1) <u>国債及び地方債</u></p> <p>(2) <u>社債（いわゆる金融債等会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含み、転換社債、新株引受権付社債及び日本国有鉄道清算事業団特別債券を除く。）</u></p> <p>(3) <u>転換社債</u></p> <p>(4) <u>新株引受権付社債</u></p> <p>(5) <u>日本国有鉄道清算事業団特別債券</u></p> <p>(6) <u>優先出資</u></p> <p>(7) <u>株式（新株引受権を含む。）</u></p> <p>(8) <u>特定株式投資信託の受益証券</u></p> <p>(9) <u>証券投資信託及び貸付信託の受益証券</u></p> <p>(10) <u>コマーシャル・ペーパー</u></p> <p>(11) <u>外国法人の発行する貸付債券の信託の受益証券（特定株式投資信託の受益証券を除く。）</u></p> <p>(12) <u>外国法人の発行する譲渡性預金証書</u></p> <p>(13) <u>(1)から(12)までに掲げる有価証券以外の有価証券</u></p> <p>(注) ……………それぞれ(2)及び(7)に掲げる社債及び新株引受権……………</p>

法第49条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）関係

〔減価償却資産の取得価額（令第126条関係）〕

（出漁権等の取得価額）

49—10 ……………タクシー業のいわゆるナンバー権のように……………

法第51条（資産損失の必要経費算入）関係

（貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ）

51—11 ……………

(1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律……………

(2) ……………

(3) ……………

イ ……………

ロ ……………

(4) ……………

法第52条（貸倒引当金）関係

〔一括評価による繰入れ（第2項関係）〕

（実質的に債権とみられないものの簡便計算を適用できる場合）

52—18の2 令第145条第2項の規定は、平成10年及び平成11年の各年分の所得税につき青色申告書の提出の承認を受けていたかどうか、又は貸倒引当金勘定を設けていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。

法第49条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）関係

〔減価償却資産の取得価額（令第126条関係）〕

（出漁権等の取得価額）

49—10 ……………タクシー業のいわゆるナンバー権、内航海運業のいわゆる建造引当権のように……………

法第51条（資産損失の必要経費算入）関係

（貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ）

51—11 ……………

(1) 会社更生法……………

(2) ……………

(3) ……………

イ ……………

ロ ……………

(4) ……………

法第52条（貸倒引当金）関係

〔一括評価による繰入れ（第2項関係）〕

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p>法第64条（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）関係</p> <p>（役員が未払賞与等の受領を辞退した場合）</p> <p>64—2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………<u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律</u>……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>（譲渡所得に関する買換え等の規定との関係）</p> <p>64—3の2 ……………<u>第37条の6（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）、第37条の7（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）若しくは第37条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）の規定</u>……………</p>	<p>法第64条（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）関係</p> <p>（役員が未払賞与等の受領を辞退した場合）</p> <p>64—2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………<u>会社更生法</u>……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>（譲渡所得に関する買換え等の規定との関係）</p> <p>64—3の2 ……………<u>第37条の6（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）若しくは第37条の7（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）の規定</u>……………</p>
<p>法第73条（医療費控除）関係</p> <p>（控除の対象となる医療費の範囲）</p> <p>73—3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>法第73条（医療費控除）関係</p> <p>（控除の対象となる医療費の範囲）</p> <p>73—3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

(3) ……知的障害者福祉法第27条（費用の徴収）……

法第78条（寄付金控除）関係

（公共企業体等に対する寄附金）

78-7 ……日本政策投資銀行等……

附 則

（経過的取扱い(1)……措置法等の改正による上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置の適用がある場合）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第9号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第120号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第35号）による上場株式等に
係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置の適用を受ける場合の24-
6、24-6の2及び23～35共-11の取扱いについては、この法令解釈通達の改
正前の取扱いを適用する。

（経過的取扱い(2)……内航海運業のいわゆる建造引当権に関する取扱い）

内航海運組合法の規定により平成10年3月31日までに実施された船腹調整事
業に基づいて取得したいわゆる建造引当権については、この法令解釈通達によ
る改正前の2-19及び49-10の取扱いを適用する。

(3) ……精神薄弱者福祉法第27条（費用の徴収）……

法第78条（寄付金控除）関係

（公共企業体等に対する寄附金）

78-7 ……日本開発銀行等……

（新 設）

（新 設）

（新 設）